

総務文教常任委員会

H 2 4 . 1 . 1 8 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 暴力団排除条例について

(1) 参考人からの意見聴取

参考人 京都府警察本部刑事部

組織犯罪対策統括室 組織犯罪対策第一課 課長補佐

警部 つるみ 鶴見 たけゆき 威之 氏

3 その他

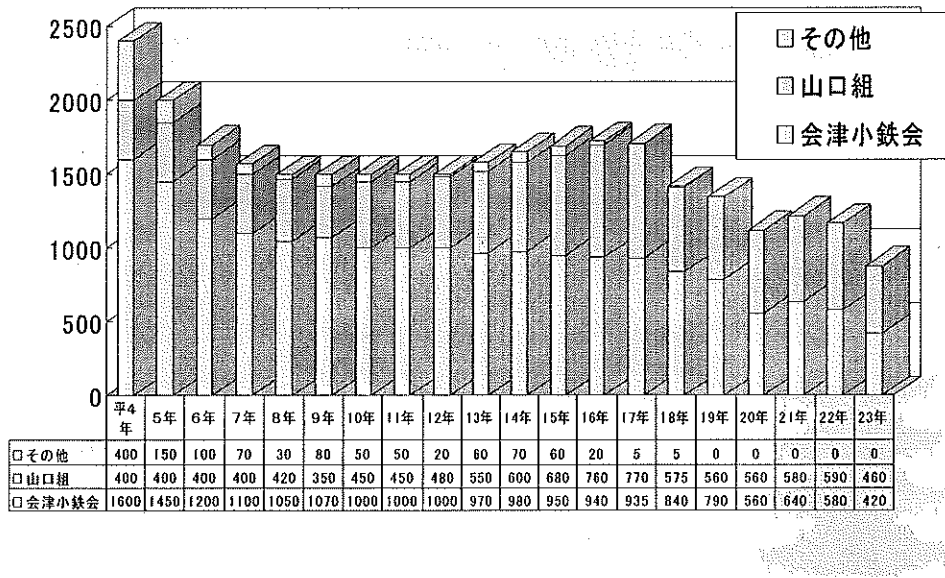
次回の日程について

暴力団排除条例について

京都府亀岡警察署
京都府警察本部刑事部
組織犯罪対策第一課

- ・ 京都府、亀岡市における暴力団に係る現状
- ・ 亀岡市暴力団排除条例制定の意義・必要性

・ 京都府、亀岡市における暴力団に係る現状



条例制定の背景

- 山口組弘道会関連組織による利権獲得のための京都への進出が激化
- これらの利権を資金源としてきた会津小鉄会との対立抗争も懸念

社会から暴力団を孤立化させるため
暴力団排除条例の制定が必要！！

京都府暴力団排除条例の目的

- 暴力団排除に関する基本理念を定め、府及び府民等の責務を明らかにする
- 暴力団排除のための府の施策、事業者の遵守事項その他必要な事項を定め、暴力団による不当な影響を排除
- 府民の安全・安心で平穏な生活の確保
- 青少年の健全な育成を図る

条例の特徴点

- 1 府の公共工事への暴力団員の参入阻止
- 2 暴力団排除特別強化地域での風俗業者等と暴力団員との間でのみかじめ料等の授受の禁止
- 3 重要文化財や世界文化遺産等の周囲200メートル圏での暴力団事務所の開設、運営の禁止

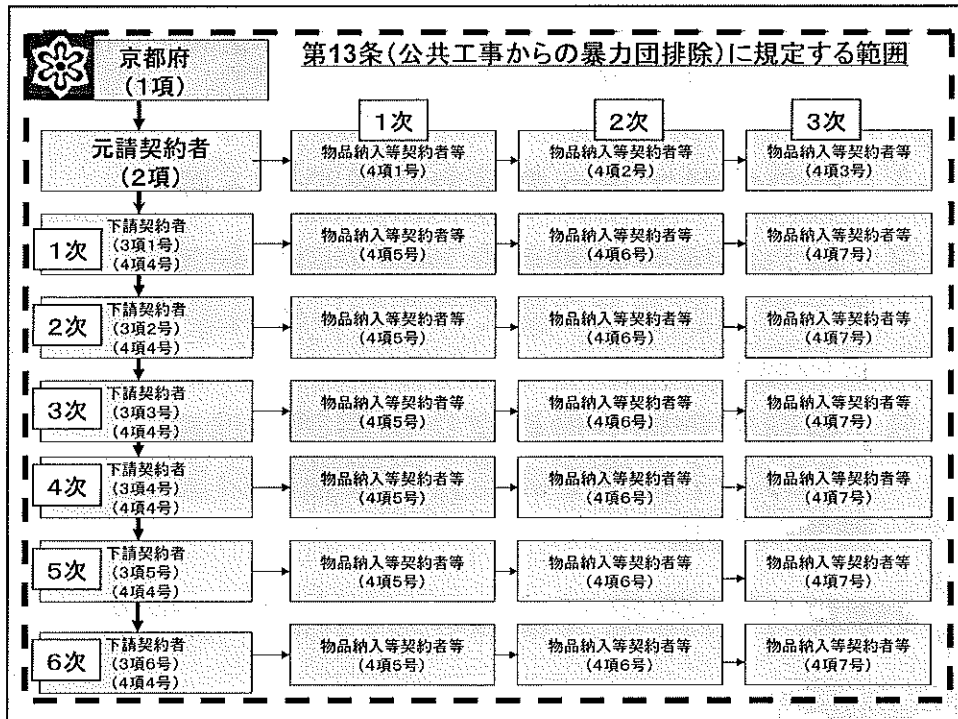
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

1 府の公共工事への暴力団員の参入阻止

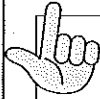
○ 府が発注する建設工事における暴力団員等との契約の禁止 (13条1項)

○ 府の請負契約にかかる下請契約等暴力団員等との契約禁止 (13条2、3、4項)

～元請と下請 下請と孫請 暴力団員等との契約禁止～



公共工事からの暴力団排除に係る罰則



契約の相手方から暴力団員ではないことの誓約書の徴収
(13条5項)

誓約書の虚偽記載の禁止

罰則 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



誓約書の徴収義務(13条5項)
誓約書の5年間の保管義務(13条6項)

徴収、保管義務違反

過料 → 5万円以下の過料



誓約書の様式

別記様式(第2条関係)

年 月 日

様

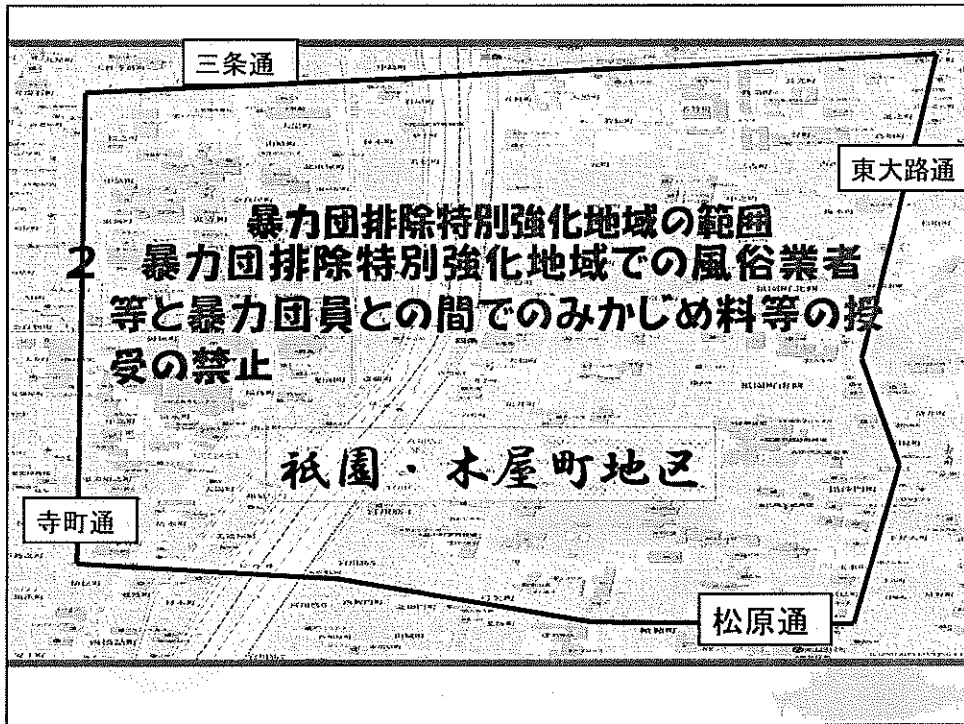
住 所

氏 名

法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

誓 約 書

私並びに京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。



暴力団排除特別強化地域での禁止行為

特定接客業による暴力団員の

- ☆接客業務での雇い入れの禁止 (17条2項)
- ☆用心棒としての使用禁止、みかじめ料等の供与禁止 (17条3、4項)

10000



10000

罰

則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

《特定接客業とは?》

風俗営業...
キャバレー、お茶屋、ナイトクラブ、ダンスホール、パチンコ等

性風俗関連特殊営業
【店舗型】 ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル等
【無店舗型】 デリヘル等

接客業業務受託営業...
コンパニオン派遣業、芸者置屋業等

深夜酒類提供飲食店営業... バー、スナック等
※ 深夜0時以降、酒類を提供して飲食させる
(通常主食と認められるものを提供する営業を除く)

青 学校等教育施設周辺での暴力団事務所の開設・運営禁止
(18条1項)

保護対象施設周囲200メートル以内の区域を規制



《保護対象施設》

- | | |
|---------------|---|
| ①学校(大学を除く) | ⑦重要文化財等 |
| ②児童福祉施設、児童相談所 | ⑧家庭裁判所 |
| ③公民館 | ⑨少年院、少年鑑別所 |
| ④図書館 | ⑩保護観察所 |
| ⑤博物館 | ⑪公安委員会規則で定めるもの
(青年の家等の教育施設、
京都御所等皇室施設等) |
| ⑥世界文化遺産 | |

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



京都府の特徴を反映した保護対象施設の例

世界文化遺産 16箇所

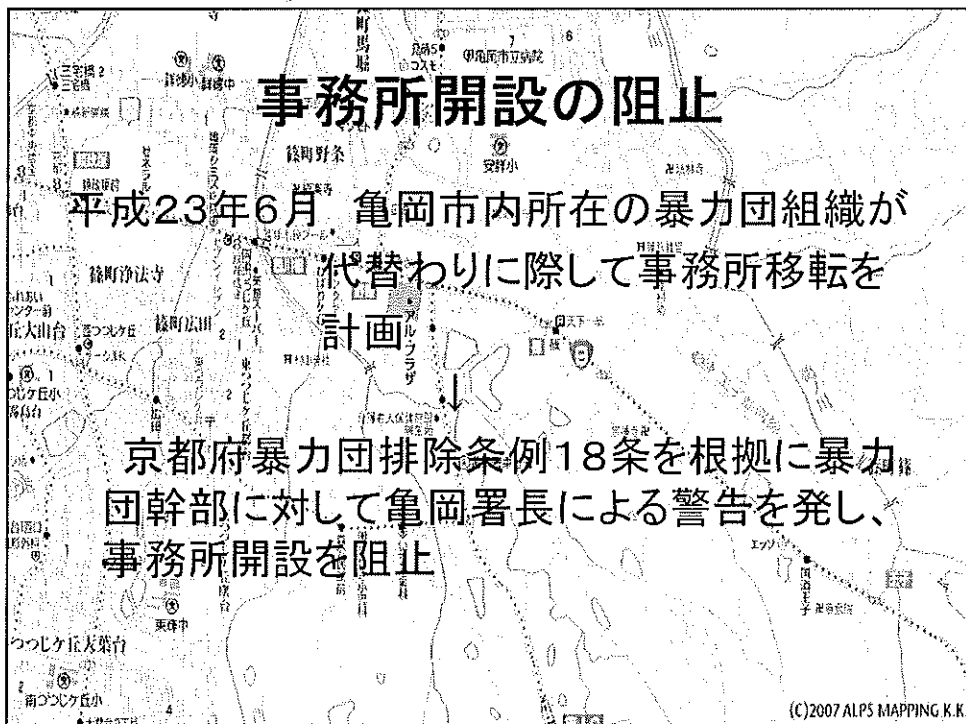
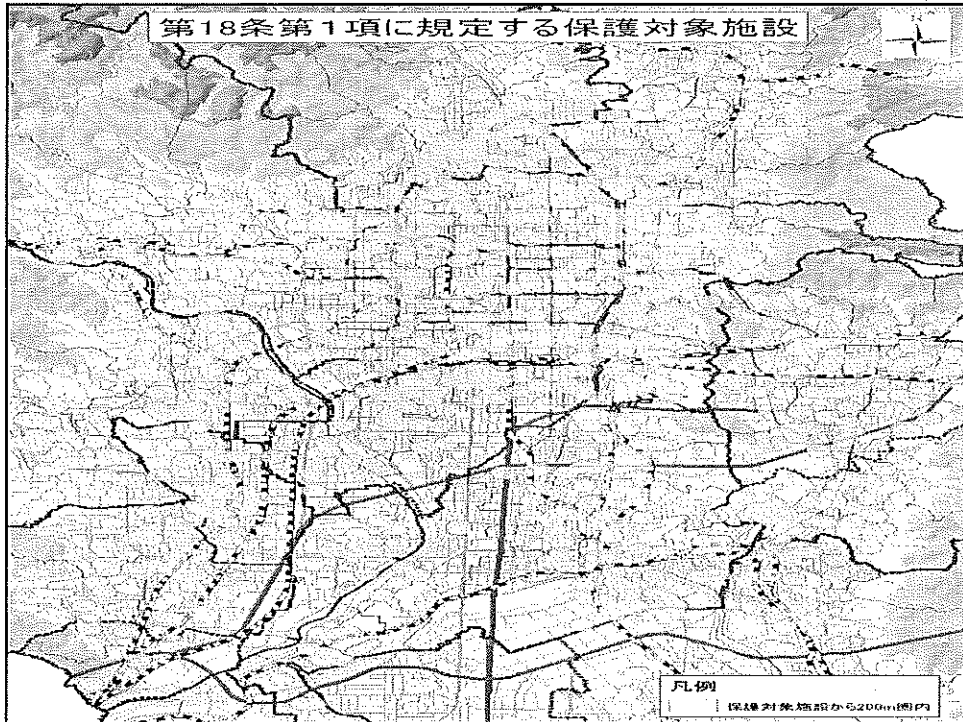
賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、
清水寺、教王護国寺(東寺)、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、
高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、
西本願寺、龍安寺、二条城



亀岡市内重要文化財 10箇所

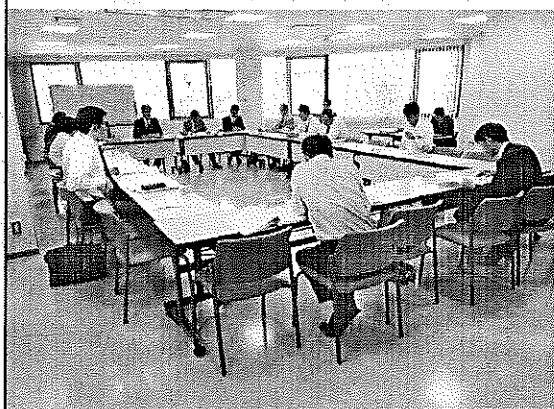
- ・国指定～7箇所(重要文化財・国宝)
愛宕神社本殿、出雲大神宮本殿、梅田神社本殿、延福寺十三重塔
金輪寺五重塔、遠山家住宅、寶林寺九重塔
- ・府指定～3箇所(府指定有形文化財のうち建造物)
穴太寺本堂・多宝塔、西山神社本殿





京都府の事務事業の洗い出し作業

暴力団排除の規定を盛り込めないか、約20の京都府条例について改正を検討
許認可、補助金、交付金、届出、登録等、京都府各部局の600を超える事務事業
について暴力団排除の規定等が盛り込めないかを洗い出した



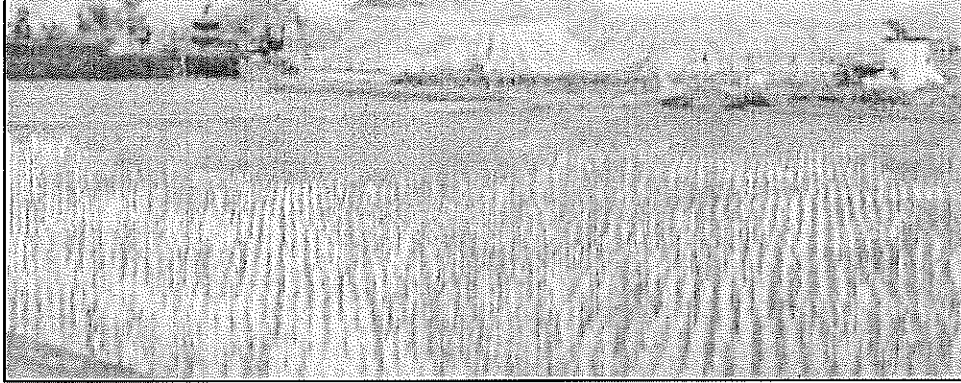
府条例施行に伴う条例改正

- ① 京都府道路占用料徴収条例
- ② 京都府立都市公園条例
- ③ 京都府漁港管理条例
- ④ 京都府立自然公園条例
- ⑤ 京都府財産条例
- ⑥ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ⑦ 京都府海岸等管理条例
- ⑧ 京都府流水占用料等徴収条例
- ⑨ 京都府港湾占用料等徴収条例
- ⑩ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ⑪ 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例

亀岡市土砂条例違反で 山口組傘下組織幹部を検挙 京都府暴力団排除条例に基づき亀岡市に情報提供



亀岡市公共工事からの暴力団排除対策措置要綱
に基づき、亀岡市の競争入札有資格者から排除



京都府暴力団排除条例施行による効果

平成23年6月24日 読売・毎日新聞朝刊
「暴力団関係者関与建設会社を除外」
～長岡京市発注工事～
「暴力団排除要綱建設会社に適用」
～長岡京市が通知～
(概要)
暴力団員が実質的に経営に参与していることが
明らかとなった長岡京市の建設会社について、同
市に通知し、市が要綱に基づき指名停止したものを。

平成23年6月24日 京都新聞夕刊
「公共工事の契約 府審が排除要請」
～暴排条例を適用～
平成23年6月25日 京都新聞朝刊
「上京の設計コンサル入札資格を
取り消し」～京都市
(概要)
暴力団員と社会的に非難されるべき関係
が認められた京都市内の設計事務所
について、暴排条例等に基づき府及び
京都市に排除要請し
府～指名停止措置
市～入札参加資格取り消し
をしたものを。

平成23年4月1日
京都府暴力団排除条例施行

平成23年10月4日 京都新聞朝刊
「組長申請の露店府条例で初排除」
～府審、嵐山公園で～
平成23年10月5日 読売新聞朝刊
「嵐山の露店商 次は「組長」」
～暴排条例で照会、出店認めず～
(概要)
暴排条例に基づき出店申請者について、府審
に照会、暴力団員であることが判明し排除したも
の。府立都市公園条例も暴排条例施行に併せて
改正していたものを。



府内市町村での暴排条例制定状況

与謝野町暴力団排除条例	平成22年12月制定
伊根町暴力団排除条例	平成23年3月制定
和束町暴力団排除条例	平成23年6月制定
精華町暴力団排除条例	平成23年6月制定
笠置町暴力団排除条例	平成23年9月制定
南丹市暴力団排除条例	平成23年12月制定
京丹波町暴力団排除条例	平成23年12月制定
京都市暴力団排除条例	平成24年2月制定予定

亀岡市における 暴力団排除のシステムを構築

社会全体で暴力団を排除！



全国での暴力団排除条例制定状況

平成21年7月1日施行～佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例

平成22年4月1日施行～福岡県暴力団排除条例、長崎県、鹿児島県

平成22年8月1日施行～愛媛県

平成23年3月14日施行～秋田県

平成23年4月1日施行～京都府暴力団排除条例

茨城県、兵庫県、山梨県、愛知県、栃木県、高知県、三重県

群馬県、徳島県、大阪府、北海道、岐阜県、山口県、岡山県

熊本県、宮城県、島根県、福井県、広島県、神奈川県、

大分県、鳥取県、香川県

平成23年7月1日施行～青森県 岩手県 山形県、福島県、和歌山県

平成23年8月1日施行～埼玉県、新潟県、静岡県、富山県、石川県、滋賀県、

奈良県、宮崎県

平成23年9月1日施行～千葉県、長野県

平成23年10月1日施行～東京都、沖縄県

※ 福岡県、三重県、高知県、大分県、滋賀県

では県下全ての市町村で暴排条例が制定。

事業者の遵守事項

第14条 暴力団威力利用の禁止

第15条 利益供与の禁止

第16条 契約時における措置

契約を締結する場合、次の事項を契約内容に含めるよう努める。

(1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。

(2) 暴力団員等であることが判明したときは、催告することなく、契約解除できること。

2 取引の相手方、媒介する関係者が暴力団員等でないことを確認し、暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなどの措置に努める。